

松崎町地域防災計画

大規模事故対策編

令和4年3月修正

松崎町防災会議

目 次

VI-1 道路事故対策計画.....	2
第1章 総 則.....	2
第1節 関係機関の業務の大綱.....	2
第2節 過去の顕著な事故.....	4
第3節 予想される事故と地域.....	5
第2章 災害予防計画.....	6
第1節 道路構造物の災害予防.....	6
第2節 道路管理者等の防災体制の整備.....	6
第3節 危険物流出等に備えた資機材等の整備.....	7
第4節 防災訓練.....	7
第5節 関係機関との相互連携体制の整備.....	7
第3章 災害応急対策計画.....	8
第1節 情報の収集・伝達.....	8
第2節 応急体制.....	9
第3節 危険物等流出・散乱に対する応急措置.....	10
第4章 災害復旧計画.....	11
第1節 災害復旧計画の策定.....	11
第2節 施設の復旧.....	11
第3節 安全性の確認.....	11
第4節 被害者等へのフォロー.....	11
第5節 再発防止策の検討.....	11
VI-2 船舶事故対策計画.....	12
第1章 総 則.....	12
第1節 過去の顕著な事故.....	12
第2節 予想される事故と地域.....	14
第2章 災害予防計画.....	16
第1節 防災体制の整備.....	16
第3章 災害応急対策計画.....	19
第1節 情報の収集・伝達.....	19
第2節 応急対策.....	20
VI-3 沿岸排出油事故等対策計画.....	23
第1章 総 則.....	23
第1節 過去の顕著な事故.....	23
第2節 流出事故の主な対策.....	24

第3節 重油等の種類と性質.....	24
第2章 災害予防計画.....	29
第1節 防災体制の整備.....	29
第2節 防除資機材等の整備.....	31
第3節 沿岸及び海域利用情報の収集・整理.....	31
第4節 防災訓練.....	31
第5節 関係機関との相互連携体制の整備.....	32
第3章 災害応急対策計画.....	33
第1節 情報の収集・伝達.....	33
第2節 応急対策.....	34
第4章 災害復旧計画.....	40
第1節 災害復旧計画の策定.....	40
第2節 施設の復旧.....	40
第3節 安全性の確認.....	40
第4節 被害者等へのフォロー.....	40
第5節 再発防止策の検討.....	40
第6節 環境保全対策.....	41

VI 大規模事故対策編

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、松崎町民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、町及び防災機関が行うべき町の地域に係る「大規模事故対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「大規模事故対策編」は、以下のとおり、「VI-1 道路事故対策計画」、「VI-2 船舶事故対策計画」、「VI-3 沿岸排出油事故等対策計画」から構成する。

VI-1 道路事故対策計画

章	記載内容
第1章 総則	関係機関の業務の大綱、過去の顕著な事故、予想される事故と地域
第2章 災害予防計画	道路構造物の災害予防、道路管理者等の防災体制の整備、危険物流出等に備えた資機材等の整備、防災訓練、道路トンネル事故の予防対策、関係機関との相互連携体制の整備
第3章 災害応急対策計画	情報の収集・伝達、応急体制、危険物の流出等に対する応急措置
第4章 災害復旧計画	災害復旧計画の策定、施設の復旧、安全性の確認、被害者等へのフォロー、再発防止策の検討

VI-2 船舶事故対策計画

章	記載内容
第1章 総則	過去の顕著な事故、予想される事故と地域
第2章 災害予防計画	防災体制の整備
第3章 災害応急対策計画	情報の収集・伝達、応急体制
第4章 災害復旧計画	（VI-1 道路事故対策計画「第4章 災害復旧計画」に準ずる）

VI-3 沿岸排出油事故等対策計画

章	記載内容
第1章 総則	過去の顕著な事故、流出事故の主な対策、重油等の種類と性質
第2章 災害予防計画	防災体制の整備、防除資機材等の整備、沿岸域及び海域利用情報の収集・整理、海上交通の安全確保、人材の育成、防災訓練、関係機関との相互連携体制の整備
第3章 災害応急対策計画	情報の収集・伝達、応急体制
第4章 災害復旧計画	災害復旧計画の策定、施設の復旧、安全性の確認、被害者等へのフォロー、再発防止策の検討、環境保全対策、補償対策、漁業経営対策、風評被害防止対策

VI- 1 道路事故対策計画

第1章 総 則

町内の県道、国道等の道路において、自然災害、車両の衝突、車両火災、道路構造物の破損等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、町、県、防災関係機関がとるべき行動を定める。

第1節 関係機関の業務の大綱

防災関係機関が処理すべき業務の大綱は、次のとおりとする。

1 道路管理者（国土交通省中部地方整備局、県、町）

- (1) 管理道路の災害予防に関すること
- (2) 管理道路の防災体制の整備に関すること
- (3) 事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
- (4) 道路施設の二次災害の措置及び復旧に関すること

2 町

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報に関すること
- (2) 被害者の救出、救護（搬送・収容）に関すること
- (3) 事故拡大防止のための消火その他消防活動に関すること
- (4) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示に関すること
- (5) 県又は他の市町村に対する応援要請
- (6) 関係防災機関との調整に関すること

3 県

- (1) 的確な情報の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること
- (2) 自衛隊や他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること
- (3) 国、町及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- (4) 医療救護体制の確保に関すること

4 警察

- (1) 災害関係情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の早期把握
- (3) 負傷者等の救出救助
- (4) 緊急交通路の確保等の交通上の措置
- (5) 避難誘導及び二次災害の防止措置
- (6) 検視及び行方不明の搜索

- (7) 町民の安全確保と不安解消のための広報
- (8) 関係機関の行う災害復旧への協力
- (9) その他必要な警察業務

5 国土交通省中部地方整備局

- (1) 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること
- (2) 関係防災機関との調整に関すること

6 静岡地方気象台

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- (2) 気象、地象（地震にあつては地震動に限る）及び水象の予報及び警報
- (3) 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表
- (4) 気象業務に係る各種の研究

また、これらの業務を適切に実施するため、気象庁は気象、地象、水象に関する各種観測網及び予報、警報等を発表、伝達する各種組織など、所要の施設及び体制を整備する。

7 消防機関

- (1) 救助・救助用資機材、車両等の整備
- (2) 救急隊員、救助隊員の知識、技術の向上、救急救命士の育成
- (3) 事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立
- (4) 携帯電話からの 119 番通報に対する的確に対応できる体制の確立

8 医療機関

搬送患者を効率よく受け入れるための情報伝達体制の確立

9 建設事業者

事故災害対応に必要な資機材の備蓄状況の把握

第2節 過去の顕著な事故

1 東名日本坂トンネル火災事故

- 1979年（昭和54年）7月11日18時40分ごろ、東名高速道路日本坂トンネル下り（現在は上り右ルート）トンネル内で乗用車2台と油脂を積んだトラック4台が絡む追突事故が発生。
- 直前に前方で事故が起き、トンネル内で事故渋滞が発生していたが、これに気がついた大型トラックAが急ブレーキをかけた。しかし、後続の鋼材10トン積んだ大型トラックBが前方不注意でよけきれずAに追突。
- この大型トラックBに乗用車サニーが追突。後ろを走っていた乗用車セドリックは追突した3台を左へ避けて大型トラックBの側部に接触して停車。乗用車の後ろを走っていた、合成樹脂を積んでいた大型トラックCはなんとか停車したが、これに松脂を積んだ大型トラックDが時速100キロで追突した。Dによって大型トラックCは前に押し出された。サニーは大型トラックCに押されて大型トラックBの下部に車体全体がめり込み、セドリックは車体後部をCに潰され、漏れたガソリンが発火。
- 上記の多重衝突で、大型トラックBとDの運転手、サニーの2名が即死。セドリックの3名も脱出できず焼死。あわせて7名が死亡し2名が負傷した。
- 合成樹脂や松脂といった可燃性の強い積載物も災いし、火はトンネル内で先をふさがれた後続車に次々に燃え広がった。
- トンネルはスプリンクラーや排煙装置など当時最新の消火設備を備えていたが、火災の勢いが強すぎて役に立たなかった。死亡者以外のドライバーや同乗者たちは全員無事に避難できたが、鎮火まで65時間を要し、173台の自動車が焼失するという大火災となった。日本の道路トンネルにおける火災として史上最悪の重大事故である。
- 火災時にマスコミ各社の取材陣は静岡口に集中し、取材を試みたが、風向きの関係で静岡口からの排煙が続いておりトンネルの中に入ることができなかった。しかし静岡放送のカメラマン（浜岡原子力発電所からの取材帰り）や静岡第一テレビ（同年7月1日開局）のカメラマンが焼津口からの取材を敢行、トンネル内に進入し火災直後の貴重な映像を納めた。その映像から判明したのは、火災の影響で照明が消えたためトンネル内は暗闇だったこと、スプリンクラーがまったく役に立っていなかったこと、焼け爛れたトンネル内装、そして他からの放水が無い中懸命に消火活動を行っていた消防隊員の姿であった（静岡側は取材陣と同じく入り口付近で足止め）

第3節 予想される事故と地域

1 町の道路状況（平成24年4月1日現在）

道路の種類	路線数	実延長(km)
一般国道	1	14
県道	4	28
町道	630	238
合計	635	280

2 町内の交通量

松崎町における平均交通量は、平日が9,889台/12hである。また、平均大型混入率は7.1～7.6%である。（国道136号/平成22年道路交通センサス）

3 町内の交通事故件数等

平成24年中に松崎町内で発生した交通事故は32件で、死者数は0人、負傷者数39人となっている。

4 予想される道路事故原因の態様

町内で発生が予想される道路事故には、落石・土砂崩れといった自然災害に起因するもの、道路構造物の破損に起因するもの、大規模な交通事故によるものなどが想定され、態様としては以下のものが考えられる。

要因	想定される事故
自然災害等に起因するもの	・落石・土砂崩れ等の道路法面の崩壊 ・河川の増水、津波等による橋梁・道路の流失
大規模な交通事故等に起因するもの	・トンネル内での車両火災 ・道路上での危険物等の漏洩 ・バスの転落等事故
その他	・沿道での大規模火災等

第2章 災害予防計画

第1節 道路構造物の災害予防

各道路管理者は、道路構造物の異常を早期に知覚するために点検を実施し、災害発生のおそれがある危険箇所を把握し、改修等を行う。

また、被災した施設の早期復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有又は調達できる体制を整備する。

警察、消防、医療機関、町、県等関係機関は、道路管理者と連携・協力し、救助・救急、医療機関への搬送、不明者の搜索、交通規制、危険物の処理、住民の避難等を迅速に実施できるよう体制を整備するとともに、訓練等を通じて平時から災害対応の習熟に努める。

第2節 道路管理者等の防災体制の整備

1 道路管理者(国土交通省中部地方整備局、県、町)

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 安全設備等の整備
- (3) 防災体制の確立(情報連絡を含む)
- (4) 異常気象時の通行規制区間の指定
- (5) 通行規制の実施及び解除
- (6) 通行規制の実施状況に関する広報
- (7) 防災訓練の実施

2 町

防災関係機関相互の情報伝達体制の整備

3 県

防災関係機関相互の情報伝達体制の整備

4 警察

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 防災体制の確立(情報連絡を含む)
- (3) 通行の禁止等の措置
- (4) 信号機等の点検

5 静岡地方気象台

- (1) 気象観測予報体制及び地震・津波、火山監視体制の整備等
- (2) 気象等の防災情報の提供等
- (3) 気象知識等の普及

6 国土交通省中部地方整備局(沼津河川国道事務所)

防災関係機関相互の情報伝達体制の整備

7 消防機関

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 救助・救急活動に必要な車両及び救急救助用資機材の整備

8 医療機関

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 応急救護用医療品、医療資機材等の確保体制の整備

9 建設事業者

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 応援業務に関連する情報連絡体制の整備
- (3) 応援業務に必要な資機材の備蓄状況の把握

第3節 危険物流出等に備えた資機材等の整備

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努めるものとする。

また、特に危険物等の運搬事業者に対しては、運搬車両の安全対策及びイエローカード（化学物質の有毒性、事故発生時の応急措置、緊急連絡先等を記載したカード）の携行の普及促進等を図るものとする。

第4節 防災訓練

町、県及び防災関係機関は、町、県、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救出等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第5節 関係機関との相互連携体制の整備

1 連絡窓口の明確化

関係防災機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜等を未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておくこととする。

2 防災訓練の合同実施

道路管理者、消防、警察等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制、救助・救出活動等における道路事故災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図るものとする。

第3章 災害応急対策計画

災害が発生した場合は、事故の状況に応じて、事前配備職員の参集あるいは職員の増員、情報収集体制の確立、災害対策本部の設置など、必要な体制をとる。

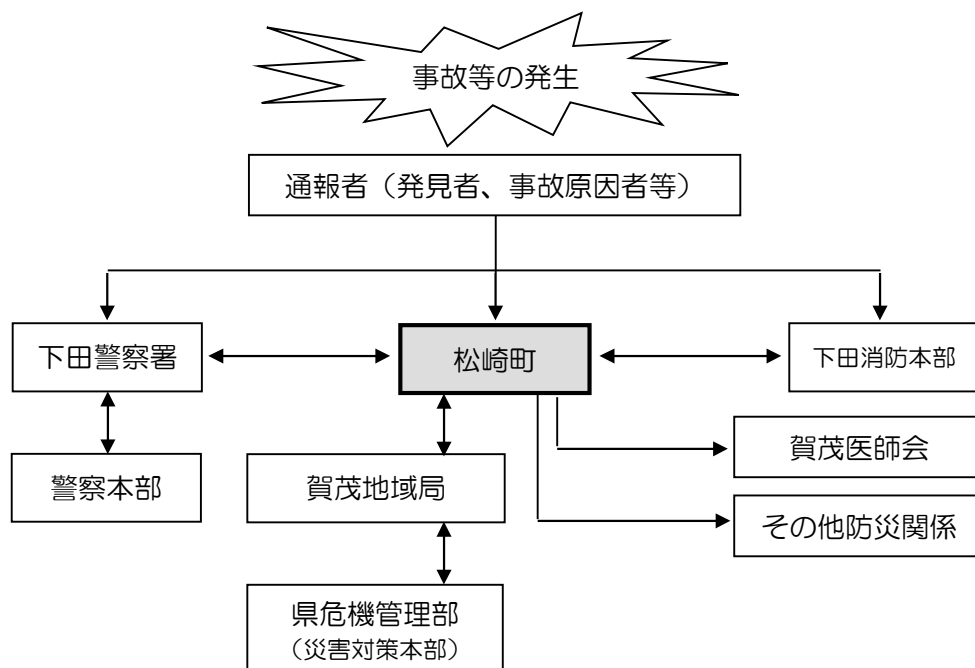
第1節 情報の収集・伝達

道路災害発生の通報を受けた場合、町は、関係課に内容を連絡する。

災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を関係課、関係機関と共有する。迂回路などの情報と併せて随時、道路管理者のホームページに掲載するなど、広報活動を行う。

町は、県及び防災関係機関と連携し、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

【情報連絡系統図】



第2節 応急体制

1 町の体制

- (1) 現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置並びに管理
- (2) 死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに関係機関の実施する搬送等の調整
- (3) 遺体の処理
- (4) 道路の応急復旧

2 防災関係機関

防災関係機関は、次の事項を処理する。

実施主体	内 容
道路管理者 (国土交通省中部地方整備局、 県、町)	ア 負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力 ・ 主要交通路（迂回路）の確保 ・ 災害時における通行の禁止又は制限 イ 道路施設の応急復旧活動に関すること ・ 道路の応急復旧 ・ 類似災害の再発防止のための被災箇所以外の道路施設に関する緊急点検の実施
警 察	ア 災害関係情報の収集及び伝達 イ 被害実態の早期把握 ウ 負傷者等の救出救助 エ 災害に係る交通上の措置 オ 避難誘導及び二次災害の防止措置 カ 検視及び行方不明者の捜索 キ 住民の安全確保と不安解消のための広報 ク 関係機関の行う災害復旧への協力 ケ その他必要な警察業務
消防機関	ア 消防活動 イ 被害者の救出、救護 ウ 患者搬送
医療機関	ア 救護所の開設 イ 負傷者に対する医療措置 ウ 患者搬送
建設事業者	負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力

第3節 危険物等流出・散乱に対する応急措置

危険物等の流出・散乱が確認された場合、又は想定される場合は、化学物質漏洩事故対応マニュアル（静岡県危険物運搬車両事故防止等対策協議会編）に基づき、以下の措置を行う。

1 拡散防止措置等

区 分	内 容
流出危険物の拡散防止及び除去	・警察及び消防は、危険物等の運搬車両に備えてあるイエローカード又は運搬車両の所属事務所から流出危険物の名称、性状、毒性等の状況を把握する。 ・輸送業者及び消防、警察、道路管理者は連携して、危険物の防除作業を実施し、拡散防止に努める。
二次災害の防止	・消防機関等は、流出危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災及び健康被害、環境汚染防止等を行う。 ・流出危険物による飲料水汚水の可能性がある場合には、県及び河川管理者等は、水道水取水機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置をとる。 ・流出危険物による河川海域等の公共用水域、地中及び大気汚染の可能性がある場合には、河川管理者及び保健所等は必要に応じて環境調査を実施する。 ・必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行う。

2 住民の安全確保

危険物等が流出・散乱した場合は、有毒物質等の拡散等により影響のある地域に対して、町は付近の住民などの避難、区域への立入禁止等の必要な措置を行う。また、付近の住民などを避難させる際には、安全な地域に避難場所を開設する。

災害の概要及び警戒区域の指定状況、規制の内容（「中毒危険」、「退去命令」、「火気の使用禁止」等）の情報を広報する。

危険物の処理が終了し、安全が確認された場合、速やかに警戒区域を解除すると共に、その旨広報する。

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧計画の策定

関連する他の施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する課や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

第2節 施設の復旧

施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。

第3節 安全性の確認

応急対策が概ね完了したときは、関係課及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。

安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報誌やインターネットなど各種広報媒体を活用して広く町民に周知を図る。

第4節 被害者等へのフォロー

1 健康相談の実施

危機事案の発生により乗客及び沿線住民が大きな被害を受けた場合は、県等と協力して相談窓口を設置するとともに、医師、保健師による巡回健康診断を実施する。

2 心の健康相談の実施

発生した危機事案による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

第5節 再発防止策の検討

1 対応の評価

当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

関係機関に対し事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

2 マニュアル等の見直し

本指針の関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応するマニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。

VI-2 船舶事故対策計画

第1章 総 則

町の周辺海域において、船舶等の衝突、転覆、火災、浸水等の事故により、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合に迅速かつ適切に救助するため、町、防災関係機関がとるべき行動を定める。

ただし、油等の流出事故については、「VI-3 沿岸排出油事故等対策計画」の定めるところとする。

第1節 過去の顕著な事故

1 重大な事故事例

本町周辺海域では、幸い大規模な海上事故は起きていないが、過去には他都道府県の周辺海域で多数の死傷者を出す事故が発生しており、本町周辺海域でも起こらないとは限らない。

発生年月日	事 故 状 況
1954年9月26日 (昭和29年) 洞爺丸事故	青函連絡船「洞爺丸」が、函館沖で台風15号(洞爺丸台風)の暴風で転覆・沈没し、乗員乗客1155名が死亡。 このほか、洞爺丸台風では函館沖で停泊していた北見丸(乗員70名死亡)及び十勝丸(乗員59名死亡)が転覆、日高丸(乗員56名死亡)が浸水、第十一青函丸(乗員90名死亡)が船体破断により沈没し、あわせて1,430名が死亡。
1955年5月11日 (昭和30年) 紫雲丸事故	宇高連絡船の「紫雲丸(貨客船)」と「第3宇高丸(貨物船)」が濃霧の中で衝突して、紫雲丸が沈没し、死者166名、負傷者122名。
1958年1月26日 (昭和33年) 南海丸遭難事故	紀阿連絡航路の旅客船「南海丸」が徳島県小松島市から和歌山市に向けて出航したところ、悪天候に遭遇したため紀伊水道沼島沖で沈没し、乗員乗客167名全員が死亡・行方不明。
1962年11月18日 (昭和37年)	神奈川県川崎市の京浜運用を航行中のタンカー「第一宗像丸」(総トン数1,972t)が、「タラルド・プロピーク」(同21,634t)に衝突。「第一宗像丸」の積荷のガソリンが炎上し、付近を航行していた太平丸(同89t)と宝栄丸(同62t)も巻き込まれて炎上し、4隻で41人が死亡。

2 最近の事故例

近年、本邦及び周辺において発生している事故事例は、以下のとおり。

発生年月日	事 故 状 況
2009 年 11 月 フェリーあり あけ横転事故	三重県沖を航行中のフェリーありあけ(1,910ト)が波浪により傾き、乗り上げて横転。乗客乗員は全員救出。貨物の移動発生による大傾斜の継続が主な原因。
2014 年 5 月 姫路沖タンカ ー爆発事故	兵庫県姫路市沖で停泊していた油タンカー聖幸丸において、乗組員が甲板で作業していたところ、船体が爆発し、1人が死亡、4人が重傷。
2015 年 4 月 韓国セウォル 号沈没事故	韓国南西部沖合いを航行していた韓国旅客船セウォル号に浸水が発生し、その後沈没。死亡、行方不明者は300人以上。主な原因は過積載等。
2015 年 7 月 北海道苫小牧 沖フェリー火 災	「さんふらわあ だいせつ」は、苫小牧港沖を航行中、車両甲板内で火災が発生し、乗組員による消火活動を行ったが、消火困難となり乗員乗客93名は滞船し救助され、船員1名が死亡。

第2節 予想される事故と地域

海難とは、海上における船舶又は航空機の遭難その他海上において人命又は財産に被害が生じ、又は生じるおそれのある事態であって、保護を必要とするものであり、主な形態は以下のとおりである。

海難は、個々の形態が異なり、様々な複合的要素を持つため、衝突・浸水・火災・乗揚げによる船体断裂等による燃料油や貨物油の排出など複合的な事故となることがある。

主な形態	内 容
衝 突	船舶が他の船舶又は物件（岸壁、防波堤、栈橋等）に接触したことをいう。
乗 揚	船舶が、陸岸、岩礁、浅瀬、捨石、沈船等水面下にあつて大地に直接又は間接的に固定しているものに乗揚げ、乗切り又は底触して船舶の航行に支障が生じたことをいう。
転 覆	船舶が、外力、過載、荷崩れ、浸水、転舵等のため、ほぼ90度以上傾斜して復原しないことをいう。
浸 水	船外から海水等が浸入し、船舶の航行に支障が生じたものをいう。
推進器障害	推進器及び推進軸が、脱落、若しくは破損し、又は漁網、ロープ等を巻いたため、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
舵 障 害	舵取機及びその付属装置の故障、舵の脱落又は破損により、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
火災・爆発	船舶又は積荷に火災が発生したことをいう。燃料その他の爆発性を有するもの引火、化学反応等によって爆発したことをいう。
機 関 故 障	主機関等推進の目的に使用する機械が故障し、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
安 全 阻 害	転覆に至らない船体傾斜、走錨及び荒天難航をいう。

＜海上災害に関する基本的な考え方＞

海上災害のうち、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関損傷等の海難の発生によって生ずる人命に対する救助義務は、当該船舶の船長にあり、また、船舶が衝突したときは、相互の船舶の船長は人命及び船舶の救助に必要な手段を尽くさなければならない。

他の船舶又は航空機の遭難を知ったときは、船長は人命救助に必要な手段を尽くさなければならない。また、海難について人命救助を必要とする場合、第三管区海上保安本部が船長の救助活動の援助を行う。

特に陸岸に近い海難については、最初に事件を認知した沿岸市町長が救護活動を行う。

○ 海難による人身事故における対応(任務等)と責務等の内容

主 体	根拠法令	責務等の内容
当該船舶の 船長	【国内法】 船員法第 12～14 条	・ 人命の救助並びに船舶及び積荷の救助 ・ 船舶が衝突したときの人命及び船舶の救助 ・ 他の船舶又は航空機の遭難を知ったときの人命の救助
海上保安庁	海上保安庁法第 2 条	海上保安庁法による海難救助等に関する事務を行う任務
市町長	水難救護法第 1 条	遭難船舶救護の事務は最初に事件を認知した市町長の責務
県警察本部	水難救護法第 4 条	救護の事務に関し市町長を補助

※海難より、人の生命に危険が及び、又は及ぼうとしている場合に、自らの危険をかえりみず、職務によらないで人命の救助に当たったものが災害を受けたときは、「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律」及び「警察官の職務に協力した者の災害給付に関する法律」が適用され、国又は県から災害給付を受けることができる。

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備

町、県及び防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、船舶事故発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

1 町

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・搜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

2 県

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・搜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 港湾施設の適正利用確保の措置
 - 港内パトロール等を実施し、港湾施設的良好維持と適正利用の確保に努める。
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 関係機関との相互連携体制の整備

3 警察

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 搜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

4 第三管区海上保安本部

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 救難資機材等の整備及び備蓄
- (3) 海上交通の安全確保のための措置
 - ・ 管轄海域及び町内の港湾内における航行制限及び海上交通情報の提供等の体制整備に努める。
 - ・ 海事関係者等に対する海難防止及び海上災害防止に関する講習会の開催や訪船指導等を実施し、海難防止、海上災害防止思想の普及に努めるものとする。
- (4) 防災訓練への参加
- (5) 関係機関との相互連携体制の整備

5 沿岸消防機関

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
 - ・ 海上事故災害が発生した場合における消火活動及び救出救護活動を効率的・効果的に行うため、地域の実情に応じた資機材の整備等
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

6 海上運送事業者等

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 海上交通の安全確保のための措置
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備
- (5) 海上運送法第10条の3の規定に基づく「安全管理規程」の作成

7 医療機関

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

8 伊豆地区水難救済会

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 各救難所の施設整備及救助用資材の備蓄
 - ・ 関係機関と連携し、海難救助訓練を実施するとともに、各救難所の施設整備及び救助用資機材の備蓄に努める。
- (3) 海難救助訓練の実施

9 国土交通省中部運輸局

船舶の安全性を確保するため、船舶の定期的検査、立入検査等を実施し、必要な指導を実施

<特記事項>

(1) 海難防止指導

下田海上保安部は、海難事故防止講習会の開催や訪船等により、船長及び海事関係者を指導し、事故防止に努める。

(2) 異常気象時における避難体制の確立

第三管区海上保安本部は、気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときには、船舶に情報提供して事故防止に努める。

(3) 防災訓練

町及び関係機関は、海上事故への対応及び防災関係機関との連携の習熟を図るため、訓練の推進に努める。

(4) 関係機関との相互連携体制の整備

海上事故災害等の場合における消火活動等を効果的に行うため、海上保安機関と消防機関は、概ね次の事項の調整をしておく。

- ア 資機材の保有状況等の資料の交換
- イ 消火活動要領及び連絡周知系統の作成
- ウ 必要資機材の整備の促進

法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておく必要があると認められる資料及び情報については、相互に交換する。

第三管区海上保安本部は、迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、医療機関との連絡・連携対策の整備を図る。

第三管区海上保安本部等は、迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、海難船舶に係わる情報など町との連絡・連携体制を強化しておく。

第3章 災害応急対策計画

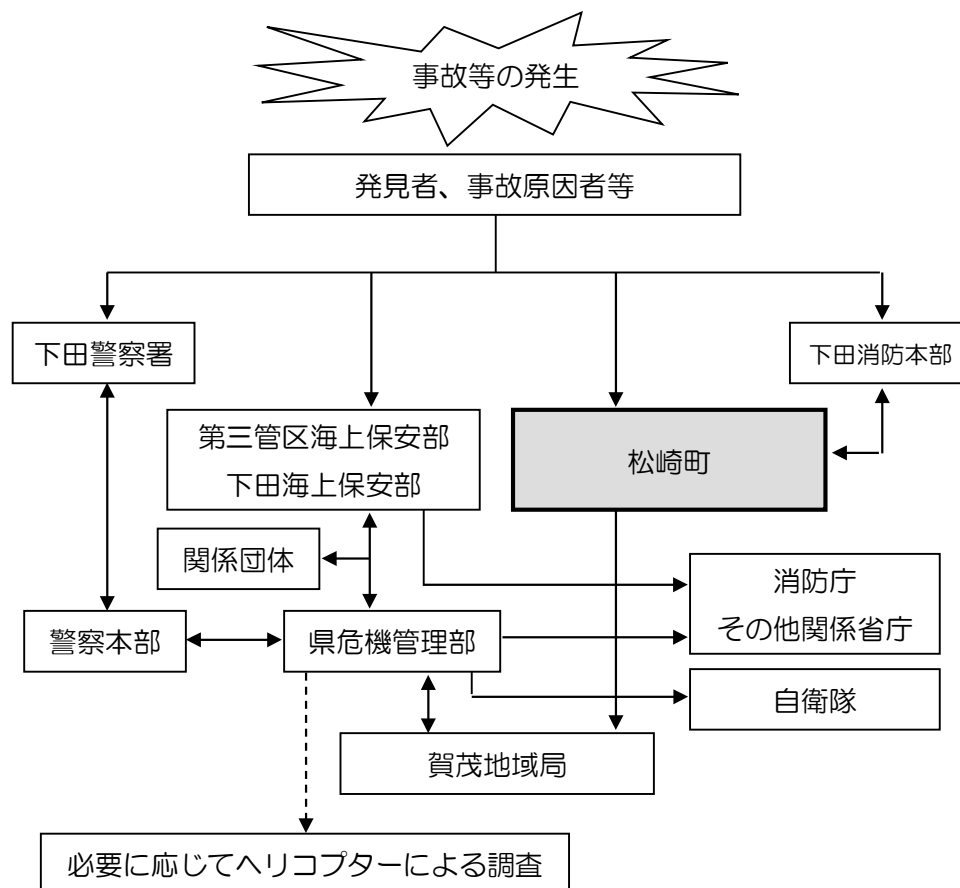
海上災害が発生した場合は、町、防災関係機関等は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の拡大防止や軽減を図る。

第1節 情報の収集・伝達

海上災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を町の関係課、県、防災関係機関と共有する。また、発生した事故の態様によっては、適宜、連絡先等を追加、変更するものとする。（下図参照）

なお、広報の必要がある場合には、町のホームページに掲載するなど、広報活動を行う。

【連絡系統図】



第2節 応急対策

1 応急対策の流れ

海難による人身事故の場合（遭難者、行方不明者、死傷者等の数が多く、国の機関の通常の体制では対応不可能な場合を想定）

事項	船長等	国	県	町等
海難の発生	最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報	- 海上保安本部による被害規模等の情報収集 - 海上保安本部から県等への情報連絡	災害対策本部及び方面本部設置	町災害対策本部の設置
搜索活動		海上保安本部のヘリ等による搜索活動	海上保安本部等と連携をとった県ヘリ等による搜索活動	沿岸海域を中心とする搜索活動
救助・救急活動	救助・救急活動	海上保安本部による、県及び町等と連携した救助・救急活動	海上保安本部等と連携した救助・救急のための県ヘリ等の出動	沿岸海域を中心とする救助・救急活動
医療活動		海上保安本部から町への医療活動要請	町からの要請による医療機関への救護班の派遣要請	- 医師の確保、救護班を編成、負傷者等の医療・救護措置を実施 - 必要に応じて、県に対して、県医師会、日本赤十字社県支部等の派遣を要請 - 要請に基づく医療機関の医療・救護活動
消火活動 （必要な場合に応じて）		- 海上保安本部による町の消防機関と連携した消火活動 - 消防庁による緊急消防援助隊の派遣	消防庁を通じて他都道府県の消防機関への応援要請	- 消火活動 - 必要に応じて、消防相互応援協定締結消防機関へ応援依頼 - 必要に応じて、県に対して県外の消防機関の派遣を要請

事項	船長等	国	県	町等
緊急輸送活動		・海上保安本部は、必要に応じて、緊急輸送を円滑に行うための船舶交通の制限又は禁止 ・中部運輸局静岡運輸支局、県旅客船協会は、県からの要請に基づく緊急輸送車両又は船舶の調達又はあつせん	町とともに、必要に応じて、航空機の臨着場及び緊急物資の搬入・搬出等に関する職員を手配	被害の状況に応じて、車両等の確保・配置（困難な場合には県に対して調達のあつせん依頼）

2 町の体制

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 職員の非常参集、町災害対策本部設置など必要な体制の確立
- (3) 県又は防災関係機関への協力・応援要請
- (4) 救助・救出活動
- (5) 医療教護活動

傷病者が多数発生した場合は、救護所、案内窓口、遺体安置所を設置し、対応にあたる。

- (6) 避難所の開設、避難誘導
- (7) 住民に対する広報

3 防災関係機関

防災関係機関は、次の事項を処理する。

実施主体	内 容
県	ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信 ウ 防災関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・消防庁、他都道府県等への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・その他関係機関への応援要請 エ 防災ヘリコプターによる搬送及び被害状況の調査 オ 二次災害等発生防止措置 カ 消防庁への報告 キ 広報に関する事項
警察	ア 情報の収集・伝達 イ 搜索活動 ウ 救助・救出活動 エ 交通規制の実施

第三管区海上保安本部	ア 情報の収集・伝達 イ 海上における治安維持 ウ 海上における船舶交通の安全確保 エ 海難の際の人命救助及び船舶の救助 オ 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜索活動
沿岸消防機関	ア 情報の収集・伝達 イ 消火活動 ウ 救出・救助活動 エ 流出危険物に関する対応
各港湾・漁港管理者	ア 関係先への事故情報の伝達 イ 岸壁等港湾施設の使用制限 ウ 海上保安部長等からの要請に基づく港湾利用に関する措置
海上運送事業者等	ア 情報の収集・伝達 イ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置 ウ 海保や町に対する必要な支援の要請 エ 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 オ 2次災害の防止活動 カ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、海保、消防や警察への報告 キ 被災乗員家族等への情報提供（乗員に被害が出た場合） ク 被災乗員及び被災乗員家族に対する必要な手配 ケ 代行輸送者、牽引船等の手配 コ 乗員の避難誘導 サ 乗員に対する広報
医療機関	ア 情報の収集・伝達 イ 医療救護活動
伊豆地区水難救済会	ア 情報の収集・伝達 イ 遭難者の救助

＜特記事項＞

（１）捜索・消火活動

海上保安部及び関係機関が捜索・消火活動を実施する。

（２）救助・救急活動

県は、遭難船舶を認知した場合は、海上保安本部、警察、町に連絡する。海上保安本部、警察、町は海岸等現場において必要な活動を実施する。

（災害復旧計画については、VI-1 道路事故対策計画 第４章「災害復旧計画」に準ずる。）

VI-3 沿岸排出油事故等対策計画

第1章 総 則

町の海域において、大量の油等が排出された場合の拡散防止と回収を実施し、沿岸の住民の安全を図るとともに、環境汚染を最小限に防ぐため、町、県及び防災関係機関の措置を定める。

第1節 過去の顕著な事故

1 我が国における主な大規模油流出事故(昭和42年以降)

発生年月日	事故状況
昭和46年 11月30日	リベリア籍タンカー「ジュリアナ」号（総トン数11,684トン）が新潟港外にて荒天錨泊中、風浪に圧流され座礁、船体が破断し原油約7,200キロリットルが流出した。
昭和49年 12月18日	重油タンク底板破損亀裂により、重油約7,500キロリットル～9,500キロリットルが海上に流出し、備讃瀬戸及び揺磨灘南部海域に拡散した。
平成2年 1月26日	京都府沖を航行中のリベリア籍貨物船「マリタイム・ガーディニア」号（総トン数2,027トン燃料油等900キロリットル搭載）が風浪により圧流され底蝕、船体が破断し、燃料油等900キロリットルが流出した。
平成9年 1月2日	日本海を航行中のロシア籍タンカー「ナホトカ」号（総トン数13,157トン）が破断、船体は海底に沈没し、船首部は福井県沖に漂着・座礁。積荷のC重油約6,200キロリットル（推定）が流出、流出した油は、日本海沿岸の10府県湾岸に漂着した。
平成9年 7月2日	パナマ籍タンカー「ダイヤモンドグレース」号（総トン数147,012トン原油約257,000キロリットル搭載）が東京湾横浜本牧沖の中ノ瀬付近に座礁、原油約1,500キロリットルが流出した。

2 静岡近海での最近の油流出事故

発生年月日	事故状況
平成14年 8月8日	御前崎灯台の南東約3.7マイルの海上で貨物船第一広洋丸（総トン数462トン）と韓国籍貨物船SUN TRUST（総トン数2,747トン）が衝突沈没、SUN TRUSTの燃料油等約138キロリットルが流出し、油の一部が静岡県富士市沿岸及び西伊豆沿岸に漂着した。静岡県知事他23市町村長に対し、海防法第41条の2に基づく防除要請がなされた。
平成14年 10月1日	台風接近のため駿河湾向け避難航行中の自動車運搬船HAUL EURORE（総トン数56,835トン）が伊豆大島南東に座礁し、燃料油約1,307メートルトンが流出、伊豆大島波浮港及び付近海岸を汚染、油の一部が房総半島鴨川沖まで達し、東京都、千葉県、静岡県、伊豆諸島、相模湾沿岸市町村に対し流出油に関する情報提供がなされた。

発生年月日	事故状況
平成21年 3月10日	伊豆大島東方海域でパナマ籍貨物船CYGNUS ACE（総トン数10,833トン）と韓国籍貨物船ORCHID PIA（総トン数4,255トン）が衝突、沈没した。ORCHID PIA号から油が湧出、油の一部が千葉県房総半島に漂着し、千葉県知事他5市1町に対し、海防法第41条の2に基づく防除要請がなされた。

第2節 流出事故の主な対策

沿岸排出油事故における主な対策は次のとおりである。

- ア 海上における事故現場での応急防除措置
- イ 油等が流出した場合の海上での拡散防止及び回収
- ウ 流出した油等が陸地に漂着した場合の防除対策
- エ 回収した油等の保管、運搬、処理に関する業務

第3節 重油等の種類と性質

種 類	性 質
A重油	・流出源から数百m～数km漂流しながら、風浪等の影響で一部蒸発攪拌され、希釈分散する。 ・対応としては、閉鎖性海域で発生し、沿岸漂着が予測される場合は、早々に洋上回収・処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。 ・オイルフェンスの活用による油の包囲、または誘導により回収を行う。 ・沖合の開放海域で、沿岸漂着の可能性のない場合は、漂着監視を実施し、漂着の可能性がある場合は、油処理剤を散布し、船走攪拌を実施する。 ・油処理剤の使用については、使用前にテストを行い、効果の確認を行うとともに、関係機関と協議のうえ、漁業関係者の同意を得たうえで使用する。
C重油	・大型船の燃料として使用され、また火力発電用の燃料として大量に輸送されており、一旦事故が発生すれば流出量が多く、かつ、防除に要する日数も長くなるため、甚大な被害を発生させる可能性がある。 ・C重油は蒸発せず、1～3日ほどで乳化（ムース化）する。 ・沿岸漂着により、漁業、工業プラント、観光産業等に被害を及ぼす。 ・対応としては、沿岸漂着が予測される場合は、オイルフェンスの活用により早期に洋上回収処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。 ・C重油は、油処理剤の効果がない場合もあり、使用前にはテストを行い、効果の確認を行う。また、沿岸漂着した場合は、長期間に及ぶことを念頭に作業員の手配を行う。

種 類	性 質
原油	・流出量が多いとき、油種によっては原油ガスの発生に注意が必要であり、風下は広範囲にわたり危険海域となる。 ・非防爆型の作業船の接近は避けなくてはならない。 ・原油の蒸発成分は、1～3日のうちに蒸発し、残油は急速に乳化（ムース化）していく。 ・対応としては、海上に流出した後、乳化（ムース化）前は、早々に洋上回収・処理を行い、軽質分が蒸発、又は乳化（ムース化）した時は、C重油と同じである。
ガソリン	・ガソリンが海上に流出すると、引火性が高く非常に危険である。 ・また、早期に拡散、蒸発するので、その対応には最大限の注意を払わなければならない。 ・対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を指示するなど二次災害の発生の防止を図る。 ・やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、または消火泡により油面を被覆する等、引火ガスの大気拡散を抑制する。
軽油	・軽油が海上に流出すると、早期に拡散する。 ・対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を指示するなど二次災害の発生の防止を図る。 ・やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、または油吸着マット等により回収を行う。
灯油	・灯油が海上に流出すると、早期に拡散する。 ・対応としては、風上側から放水による拡散促進、または油吸着マット等により回収を行う。
潤滑油	・潤滑油が海上に流出すると、早期に拡散する。 ・対応としては、風上側から放水による拡散促進、または油吸着マット等により回収を行う。
ケミカル類	・油以外の液体物質のうち、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年12月25日法律第136号、以下「海防法」という。）第3条第3号で規定する物質のケミカル類は、海上に流出した場合の変化は、種類により浮上、沈降、水中浮遊とさまざまである。 ・多くの場合、引火又は有毒性の危険があり、更に複数の水溶性のケミカルが混じり合うと反応し合うこともあり、その都度専門家等による確認を要する。 ・対応としては、変化及び特性に合わせて、専門家の指示に従う。
液化ガス	・メタンを主成分とする天然ガスを冷却液化したものを液化天然ガス又はLNG（Liquefied Natural Gas）という。 ・また、LPG（Liquefied Petroleum Gas）とは、液化石油ガスのことで、石油系の炭化水素のうち、プロパン、ブタンを主成分とする混合物のことである。 ・LNGについては、海上に流出後、直ちに気化し、大気中に拡散する。気化する際に形成される白い蒸気雲により危険範囲を把握し、着火源を近づけないことが肝要である。 ・LPGについてはガス比重が空気より重く、低部に滞留するため、取扱上最も注意をしなければならず、ガス検知器でガス濃度を測定するとともに、発火物を近づけないことが肝要である。

<参考>油等排出事故災害に関する基本的な考え方

○海洋での油等の防除義務者【指導・監督機関：海上保安庁】

(1) 総括的な規定

主 体	根拠法令	責務等の内容
船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他の関係者	海防法第2条（総括的な規定）	油、有害液体物質等若しくは危険物の排出があった場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講ずることができるように常時備えるとともに、これらの事態が発生した場合には、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。

(2) 具体的な排出物ごとの規定

海防法では、上記の一般的な防除義務の規定に加えて、排出物ごとに具体的な責任等を記している。排出物の定義については、海防法第3条に規定されている。

ア 大量の油等が排出された場合

主 体	根拠法令	責務等の内容
・船舶の船長又は管理施設の管理者 ・排出の原因となる行為をしたもの	海防法第39条第1項	排出された油等の広がり及び引き続く油等の排出の防止並びに排出された油等の除去のための応急措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	海防法第39条第3項	当該船舶所有者等が講ずべき措置を講じていないと認められるときは、講ずべき措置を講ずべきことを命ずることかできる。
定義	海防法施行規則第29条：特定油…蒸発しにくい油（原油等）	
濃度及び量の基準	海防法施行規則第30条：特定油分の濃度が、特定油1万cm ³ 当たり10cm ³ 以上 特定油の量が、100リットル以上の特定油分を含む量	

イ 廃棄物等が排出された場合

主 体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁長官	海防法第40条	廃棄物その他の物（油及び有害液体物質を除く）の排出により、又は船舶の沈没若しくは乗揚げに起因して海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合は、当該廃棄物その他の物を排出したと認められる者又は当該沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の船舶所有者に対し、当該廃棄物その他の物の除去又は当該船舶の撤去その他当該汚染の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

※ア及びイの場合における海上保安庁長官による措置（海防法第41条第1項）

措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合において、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令で定める範囲のものについて、当該船舶船の船舶所有者又は海岸施設等の設置者に負担させることができる。

ウ 危険物が排出された場合

主 体	根拠法令	責務等の内容
・船舶の船長又は管理施設の管理者 ・排出の原因となる行為をしたもの	海防法 第42条の2 第3項	直ちに、引き続く危険物の排出の防止及び排出された危険物の火災の発生の防止のための応急措置を講ずるとともに、危険物の排出があった現場付近にある者又は船舶に対し注意を喚起するための措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	海防法 第42条の5 第1項	当該排出された危険物による海上火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ、海上火災が発生したならば著しい海上災害が発生するおそれがあるときは、海上火災が発生するおそれのある海域にある者に対し火気の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、若しくはその海域に侵入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命ずることができる。

○ 漂着・回収後の油等の処理・処分責任者【指導・監督機関：環境省・都道府県】

主 体	根拠法令	責務等の内容
船舶所有者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故については、厚生省通知（平成9年1月23日）により「今回の事故により海岸に漂着した油について、回収し、一時保管場所に集積等された後の運搬・処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。また、集積された排油等の廃棄物については、船舶所有者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われたいこと」となっており、この計画においてもその考え方を適用する。

○ 重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等

主 体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁	海上保安庁法 第2条 海防法 第39条第3項 第42条の15第1項	海上保安庁法による一般的な海洋汚染防止の任務のほか、海防法により防除措置義務者に必要な措置を講じることがを命じ、又は措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認めるとき、又は措置を講ずべきことを命ずるいとまがないと認めるときは、指定海上防災機関に排出油等の防除措置を指示することができる。
指定海上防災機関	海防法 第42条の14 第1号～第2号	海上保安庁長官の指示を受けて排出油等の防除の措置を実施するとともに、船舶所有者等の委託を受けて海上災害のための措置などを実施すること。
国土交通省 港湾局 地方整備局	国土交通省設置法 第4条第15号、第103号第31条第2号	・海洋の汚染及び海上災害の防止に関すること。 ・国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること。

地方公共団体	災害対策基本法 第50条第1項第6号	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
港湾管理者	港湾法 第12条第2号 〃 第6号 第34条	・ 港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること。（港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。） ・ 消火、救難及び警備に必要な設備を設け、並びに港湾区域内に流出した油の防除に必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材を備えること。
漁港管理者	漁港漁場整備法 第4条第18条	漁港漁場整備事業の一環として漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業を施行すること。

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備

町、県及び防災関係機関は、平常時から次の施策を実践し、排出油事故発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

1 町

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備段階的対応
- (5) 静岡県沿岸排出油等防除協議会との連携
- (6) 協力要請に基づく、防除活動の実施及び支援
- (7) ボランティア等に対する支援

2 県

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備
- (5) 静岡県沿岸排出油等防除協議会との連携
- (6) 協力要請に基づく、防除活動の実施及び支援
- (7) ボランティア等に対する支援

3 警察

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

4 第三管区海上保安本部

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
 - ・油流出事故発生時に必要な資機材を整備するとともに、緊急時の調達方法を定めておくものとする。
- (3) 海上交通の安全確保のための措置
 - ・管轄海域及び本町の港湾内における航行制限及び海上交通情報の提供等の体制整備に努めるものとする。
 - ・海事関係者等に対する海難防止及び海上災害防止に関する講習会の開催や訪船指導等を実施し、海難防止、海上災害防止思想の普及に努めるものとする。

- (4) 防災訓練への参加
- (5) 関係機関との相互連携体制の整備

5 沿岸消防機関

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
 - ・海上事故災害が発生した場合における消火活動及び救出救護活動を効率的・効果的に行うため、地域の実情に応じた資機材の整備等
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

6 静岡県沿岸排出油等防除協議会

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 排出油等の防除に関する計画の策定
- (3) 排出油等の防除に必要な施設、資機材の整備の推進
- (4) 排出油等の防除に関する研修及び訓練
- (5) 排出油等の防除活動の実施の推進
- (6) 関係機関との相互連携体制の整備

第2節 防除資機材等の整備

1 町

- (1) 関係機関、関係団体の防除資機材について、保有状況を把握し、その調達方法等を定めておく。
- (2) 漁港管理者は、防除資機材を保有し、災害時に防災関係機関等に貸し出す場合に備えて、あらかじめ手続きを定めておく。

2 県

- (1) 関係機関、関係団体の防除資機材について、保有状況を把握し、その調達方法等を定めておく。
- (2) 港湾管理者は、防除資機材を保有し、災害時に防災関係機関等に貸し出す場合に備えて、あらかじめ手続きを定めておく。

3 下田海上保安本部

海上運送事業者等に対してオイルフェンス、薬剤、その他必要な防除資機材の備え付けを指導する。

4 静岡県沿岸排出油等防除協議会

会員の防除資機材について、保有状況を常時把握し、その整備促進に努める。

第3節 沿岸及び海域利用情報の収集・整理

排出油の事故災害で大きな被害を受ける沿岸域において、その地域の特性に応じた防除措置を迅速かつ的確に行うためには、あらかじめ、沿岸域の利用状況等を把握しておくことが重要であることから、町は沿岸及びその地先海面について、重点的に保護すべき施設、地域等の情報を收集整理しておくものとする。

情報図として整備を行う場合、地域、海岸の形状環境的及び経済的側面から価値が高いとみなされる施設を地図上にプロットすることにより作成し、作成した情報図は関係団体のほか、防災関係機関において、防災対策の基礎資料として活用するものとする。

なお、優先的に保護すべき施設等の優先順位について、あらかじめ検討しておくものとする。

第4節 防災訓練

関係団体等は、海上保安本部等防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加することとし、防災訓練を通じた相互の連携強化に努めるものとする。

町は、防災関係機関と協力し、過去の災害状況、予想される油等の流出事故の規模、災害の程度等を想定するなどして、実践的な訓練の実施に努めるものとする。

第5節 関係機関との相互連携体制の整備

関係機関は、排出油等の防除に関して専門的な知識、ノウハウを有する団体等の間で火災発生時の支援内容や方法等について、あらかじめ確認しておくとともに、必要に応じて応援協定を締結するなど、相互の連携強化に努めるものとする。

また、防災関係機関等が実施する防除活動への支援のほか、防除資機材の調達や輸送を行う団体等の活動内容等をあらかじめ把握し、協力依頼等を行うものとする。

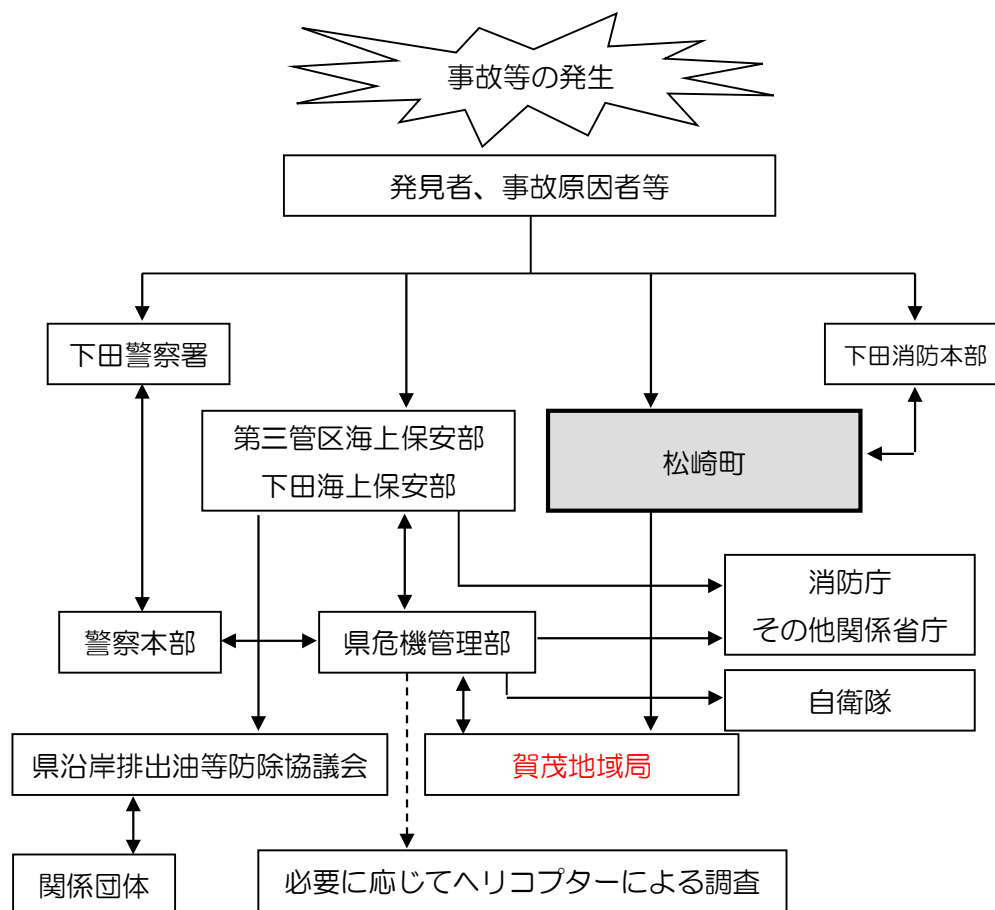
第3章 災害応急対策計画

大量の油等の排出又は排出のおそれのある災害が発生した場合、町、県及び防災関係機関は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の軽減を図る。

第1節 情報の収集・伝達

海上災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を町の関係課、防災関係機関と共有する。広報の必要がある場合には、町は広報活動を行う。

【連絡系統図】



第2節 応急対策

1 応急対策の流れ

事 項	船長等の 防除義務者	国	県	町
大規模な重油等の流出事故の発生	・防除措置の実施 ・最寄りの海上保安本部事務所、警察署等への通報	・海上保安部から県等に情報連絡 ・防除資機材の調達 ・海上保安本部による防除義務者に対する防除作業の指導	・情報収集 ・突発的応急体制の準備 ・防除関係者への情報提供	防除関係者は出動待機
発災海域における防除措置		海上保安本部は、緊急に防除措置をとる必要がある場合、指定海上防災機関に指示、及び自ら応急的な防除措置を行うとともに、関係機関等に協力要請		海上保安本部等からの要請に基づく防除措置の実施
（陸岸に漂着する可能性がある）		巡視船艇、飛行機等による監視	・突発的応急体制の確保 ・防除資機材の調達	・警戒本部設置 ・防除資機材の調達
（陸岸に漂着可能性大）			・災害対策本部及び方面本部設置 ・陸岸パトロール	・町災害対策本部設置 ・陸岸パトロール
沿岸海域における防除対策		海上保安本部の沿岸海域における防除作業	海上保安本部からの要請を受けた場合又は知事が必要と認めた場合の必要な対応	静岡県沿岸排出油等防除協議会会員等による沿岸海域での防除作業の協力

事 項	船長等の 防除義務者	国	県	町
陸岸における回収作業		・海上保安本部は、県等からの要請に基づき、陸岸での防除作業の指導及び協力を実施 ・知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸における回収作業や資機材の無償貸与又は譲与	・回収方針策定・町の回収作業計画の総合調整 ・災害救援専門ボランティアの派遣調整 ・ボランティアの紹介窓口設置 ・必要により、自衛隊への派遣要請 ・必要に応じ、国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、あつせん	・回収作業計画の策定 ・回収作業 ・ボランティアの受入窓口の設置
回収後の処理	(産業廃棄物の場合)船舶所有者は、県の指導を受け、収集、運搬、処分を実施		(産業廃棄物の場合)収集、運搬、処分について、船舶所有者を指導	

2 町の体制

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 関係機関への事故情報の伝達
- (3) 町災害対策本部の設置（必要に応じて）
- (4) 沿岸等における排出油等の状況調査
- (5) 管理施設の自衛措置
- (6) 原因者等が沿岸において実施する防除活動に対する指導等
- (7) 沿岸住民に対する油等に関する情報提供及び災害対策基本法第60条第1項に基づく避難の指示等
- (8) ボランティアの受け入れ
- (9) 協定等に基づく近隣市町への援助要請
- (10) 海上保安部等からの要請に基づく防除措置
- (11) 医療救護活動（負傷者があった場合）
- (12) 静岡県沿岸排出油等防除協議会への参画
- (13) 広報に関する事項

3 防災関係機関

防災関係機関は、次の事項を処理する。

実施主体	内 容
県	ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信 ウ 防災関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・消防庁、他都道府県等への支援要請 ・医療機関等への協力要請（負傷者があった場合） ・その他関係機関への応援要請 エ 防災ヘリコプターによる調査及び陸岸パトロール オ 二次災害等発生防止措置 ・回収方針策定 ・沿岸市町の回収作業計画の調整 カ 災害救援専門ボランティアの派遣調整 キ 廃棄物処理に関する調整 ク 消防庁への報告 ケ 広報に関する事項
警察	ア 情報の収集・伝達 イ 警察用航空機、警察用船舶及び陸上からの目視等による事故及び被害情報の収集 ウ 事故及び被害状況の関係機関への連絡 エ 被災区域周辺の警戒及び交通規制等の実施 オ 住民の避難誘導及び立入り禁止区域の設定 カ 防災関係機関の防除活動への支援
下田 海上保安部	ア 情報の収集・伝達 イ 事故関連情報の収集・整理及び会員等関係先への通報 ウ 巡視船艇等の現場への派遣 エ 付近航行船舶等に関する措置 オ 原因者が実施する油等の防除活動及び事故船舶の船体措置に対する指導等 カ 防除協力者等に対する指導等 キ 海防法の規定に基づく権限等の発動 ク 事故情報及び防除作業に関する広報等 ケ 医療放護活動（負傷者があった場合） コ 現場保害、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動
静岡 地方气象台	ア 情報の収集・伝達 イ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び気象情報等の提供
中部地方 整備局 沼津河川 国道事務所	ア 情報の収集・伝達 イ 下田海上保安部への事故情報の伝達 ウ 関係業界等との協定に基づく資材の斡旋等 エ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 オ 海上保安部長等からの要請に基づく防除措置

実施主体	内 容
消防機関	ア 情報の収集・伝達 イ 関係先への事故情報の伝達 ウ 沿岸等における排出油等の状況調査 エ 管理施設の自衛措置 オ 沿岸住民に対する、排出油等に関する情報提供 カ 火災警戒区域の設定等消防法第23条の2に定める措置 キ 救急活動（負傷者がいる場合） ク 協定に基づく近隣消防機関への援助要請
医療機関	ア 情報の収集・伝達 イ 医療救護活動（負傷者がある場合）
静岡県沿岸 排出油等防 除協議会	ア 情報の収集・伝達 イ 沿岸等における排出油等の情報収集 ウ 流出油の防除活動の調整 エ 総合調整本部の設置・運営
船舶運航者	ア 情報の収集・伝達 イ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置 ウ 海上保安庁や防除関係機関に関する必要な支援の要請 エ 事業者としての消火・搜索・救出・救助活動 オ 2次災害の防止活動 カ 危険物等を積載している場合、被害防止対策の実施、海上保安部、消防や警察への報告 キ 被災乗員家族等への情報提供（乗員に被害が出た場合） ク 被災乗員及び被災乗員家族に対する必要な手配 ケ 代行輸送者、牽引船等の手配 コ 乗員の避難誘導
関係団体	静岡県漁業協同組合連合会 ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 漁業施設等に関する自衛措置 エ 原因者との契約に基づく防除活動 オ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 静岡県建設業協会 ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 原因者との契約に基づく防除活動の実施 エ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 石油連盟海水油濁処理協力機構静岡支部 ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供

実施主体	内 容
関係団体	伊豆小型船安全協会 ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防除協議会会長への情報提供
	契約防除措置実施者 ア 関係先への事故情報の伝達 イ 原因者との契約に基づく防除活動 ウ 指定海上防災機関との委託契約に基づく防除措置 エ 静岡県沿岸排出油等防除協議会会長への情報提供
各港湾・漁港管理者	ア 関係先への事故情報の伝達 イ 港湾、漁港区域内等における排出油等の状況調査 ウ 港湾・漁港区域の自衛措置 エ 原因等が港湾・漁港区域内において実施する防除活動に対する指導等 オ 静岡県沿岸排出油等防除協議会会長への情報提供 カ 海上保安部長等からの要請に基づく防除措置 キ 静岡県沿岸排出油等防除協議会への参画及び情報提供

<特記事項>

(1) 情報の収集・伝達

油等流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、町は海岸線のパトロールを実施し、その状況を海上保安部、県及び関係機関に報告する。事故発生状況や、異臭等による沿岸地域への影響等について、町のホームページに掲載するとともに、県と協力し広報活動を行う。

漁協は、海上の流出油の漂流状況や今後の漂流予測情報を定期的に入手し、漁業関係者等に伝達する。漁協は、自発的にまたは町の要請に応じて、漁船による海域のパトロールを実施し、収集した情報を漁業関係者及び町等に伝達する。

(2) 流出油の防除措置

県及び町は、漂着油により海岸等が汚染させる場合は、原因者の要請により除去作業を実施する。また、必要に応じて回収油の保安場所を確保する。

県漁連は、事故原因者あるいは県等の要請に基づき、関係漁協に対して流出油の防除活動の実施を指示するものとする。また、関係漁協の防除活動に動員可能な漁船の規模別隻数及び人員数を把握し、作業日程、作業海域の分担等作業計画を策定するものとする。

関係漁協が海上で回収した流出油は、漁協が仮置き場に陸揚げし、事故原因者が一時保管場所に運搬するものとする。

各漁協は、必要に応じて漁港関係施設の防除、漁場等の漂着油の除去及び地元海域での海上防除作業を実施する。

県及び県漁連は、必要に応じて県沖合で操業する大型の県外漁船に対して、漂流油防除活動に協力を要請するものとする。

(3) 警戒区域の設定、現場警戒及び避難

町は、漂着した海岸において危険がある場合は、警戒区域及び立入制限を設定し、現場の警戒を行う。また、危険物質の拡散により健康等への影響がある地域に対し、避難指示を発令し、安全な地域の避難場所を開設する。

(4) 救助・救急活動

町は、現場において救助活動を実施し、傷病者等を医療機関に搬送する。

遭難船舶を認知した場合は、海上保安本部、警察に連絡する。海上保安本部、警察、町は海岸等現場において必要な活動を実施する。

(5) 医療救護等

傷病者が多数発生した場合は、町は必要に応じて救護所を設置し、対応にあたる。

(6) 漁業対策

漁場及び漁業関係施設の防除は、以下の方針に基づき実施する。

ア 磯根漁場

可能な限り洋上で防除することとし、万一漂着した場合は、漂着油が認められない程度までの除去作業に努める。

イ 定置網等

流出油の接近が確認された場合、安全海域への移動、安全水深への沈降、漁具等の一時的な撤去及びオイルフェンスによる囲い込み等により被害の回避に努める。

ウ 漁港施設

漁港施設のうち、物揚げ場、荷さばき場等は、流出油による汚染を防止し、常に清潔を保つように努める。

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧計画の策定

関連する他の施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する課や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

第2節 施設の復旧

施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。

第3節 安全性の確認

応急対策が概ね完了したときは、関係課及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報誌やインターネットなど各種広報媒体を活用して広く町民に周知を図る。

第4節 被害者等へのフォロー

1 健康相談の実施

危機事案の発生により乗客及び沿線住民が大きな被害を受けた場合は、県と協力して相談窓口を設置するとともに、医師、保健師による巡回健康診断を実施する。

2 心の健康相談の実施

発生した危機事案による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

第5節 再発防止策の検討

1 対応の評価

当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、関係機関に対し事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

2 マニュアル等の見直し

本指針の関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応するマニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。

第6節 環境保全対策

町は水域等の環境調査を実施し、関係機関に報告する。悪臭の発生等により健康被害のおそれのある場合は、健康相談に対応する。

海鳥、海生動物等に被害が発生した場合は、関係機関とともに保護に努める。